

### 改正工種概要

番号	工種名	とりまとめ概要
1※	法面工 (吹付法面とりこわし工)	○使用機械の見直し とりこわし及び積込用機械の企画変更 ・バックホウ山積 0.45・ → 山積 0.5・ ○施工歩掛の見直し 積込用機械の大型化による効率化 ・ダンプトラック運搬日数の見直し
2	深礎工	○編成人員の見直し <A工法> 杭径2.5m越え～4.0m以下の編成人員の見直し ・6人 → 5人 ○使用機械の見直し <A・B工法> 排土及び土留材吊込み用機械の機種・規格変更 ・トラッククレーン4.9t吊 → ラフテレーンクレーン25t吊
3	鋼管矢板基礎工	○使用機械の見直し 杭打ち機ベースマシンの規格変更 ・40～45t吊 → 50～55t吊 ○コネクタ取付歩掛の見直し 取付方法の変更 プレートブラケット方式 → 鉄筋スタッド方式
4★	鋼管・既製コンクリート杭打工 (鋼管ソイルセメント工)	○合成杭1本当たり歩掛 杭径800～1,200mm、掘削長50mまでの鋼管ソイルセメント合成杭に適用
5※	鋼矢板(H形鋼)工 (パイプロハンマ工)	○適用範囲の拡大 ・N値80まで → N値180まで ○使用機械の見直し 引抜用機械の機種・規格変更 ・クローラクレーン50t吊 → ラフテレーンクレーン25t吊 ○継施工歩掛の制定
6※	地すべり防止工(集水井工)	○日当たり歩掛化 ○使用機械の賃料化 <A工法> 掘削用機械のテレスコピック式クラムシェル0.4・を ・損料計上 → 賃料計上 <B工法> 排土用機械のクローラクレーン4.9t吊を ・損料計上 → 賃料計上 ○プレキャスト土留工法歩掛の制定 プレキャスト製土留工法の自沈方式について歩掛を制定
7	路面切削工	<切削工> ○日当たり施工量の見直し 路面切削機の機能向上により、前面切削の日当たり施工量の見直し ・平均切削厚 6cm以下 1,600㎡ → 1,800㎡ ・平均切削厚 6cmを越え12cm以下 1,150㎡ → 1,340㎡
8※	鋼橋架設工	<支承工> ○支承材料の変更 ・鋼製支承 → ゴム支承 ○支承設置歩掛の変更 ゴム支承に変更したことによる設置歩掛の見直し <足場工> ○足場材料の賃料化 足場工と同様、足場材料を ・損料計上 → 賃料計上
9※	足場工	○使用機械の見直し 吊り上げ機械の規格変更 ・ラフテレーンクレーン20t吊 → 25t吊 ○施工歩掛の見直し 吊り上げ機械の大型化による効率化
10※	歩道橋(側道橋)架設工	<歩道橋> ○アンカーフレーム据付歩掛の制定 ○手すり設置歩掛の制定 <側道橋> ○支承材料の変更 ・鋼製支承 → ゴム支承 ○支承工の制定 ゴム支承に変更したことによる設置歩掛の見直し

凡例 ※：二省共同調査(農林水産省、国土交通省) ★：新規工種